

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十五号

#### 森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和五十二年広島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開発行為の許可申請書に添付する書類の様式等)</p> <p>第三条 省令第四十一条第一号の位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図とする。</p> <p>2 省令第四十一条第一号の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺五千分の一以上の図面とする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>3 省令第四十二条第一号の計画書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一―八 (略)</p> <p>4 省令第四十二条第三号に規定する同意を得ていることを証する書類は、別記様式第一号による開発行為施行同意書によらなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(許可事項の変更の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 省令第四十一条第一号の位置図、区域図その他の書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるもの</p> <p>二 (略)</p> <p>(保安林の指定等の申請書に添付する書類の様式等)</p> <p>第十五条 省令第四十八条第一項第一号の位置図は、森林の位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図とする。</p> <p>2 省令第四十八条第一項第一号の区域図は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>3 省令第四十八条第一項第一号の直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4―8 (略)</p>	<p>(開発行為の許可申請書に添付する書類の様式等)</p> <p>第三条 省令第四条の位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺五万分の一以上の地形図とする。</p> <p>2 省令第四条の区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺五千分の一以上の図面とする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>3 省令第四条第一号の計画書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一―八 (略)</p> <p>4 省令第四条第二号に規定する同意を得ていることを証する書類は、別記様式第一号による開発行為施行同意書によらなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(許可事項の変更の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 省令第四条の位置図、区域図その他の書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるもの</p> <p>二 (略)</p> <p>(保安林の指定等の申請書に添付する書類の様式等)</p> <p>第十五条 省令第四十八条第一項の図面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 省令第四十八条第二項の直接の利害関係を有する者であることを証する書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3―7 (略)</p>

(異議意見書の添付書類)  
第十六条 第十五条第三項の規定は、省令第五十一条の直接の利害関係を有する者であることを証する書類について準用する。

(立竹の伐採等の許可の申請)  
第十八条 (略)

2 法第三十条又は法第三十条の二の告示の日から三十日を経過し、かつ、法第三十二条第一項の異議の意見書の提出がない解除予定保安林において法第三十四条第二項の許可の申請をする場合にあつては、他の法令による行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものは、当該処分があつたことを証する書類を添付しなければならない。(第十五条第七項に規定する書類の提出があつたものを除く。)

(異議意見書の添付書類)  
第十六条 第十五条第二項の規定は、省令第五十一条の直接の利害関係を有する者であることを証する書類について準用する。

(立竹の伐採等の許可の申請)  
第十八条 (略)

2 法第三十条又は法第三十条の二の告示の日から三十日を経過し、かつ、法第三十二条第一項の異議の意見書の提出がない解除予定保安林において法第三十四条第二項の許可の申請をする場合にあつては、他の法令による行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものは、当該処分があつたことを証する書類を添付しなければならない。(第十五条第六項に規定する書類の提出があつたものを除く。)

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。